

ふるさとひょうご寄附金 寄附申出書 ～県立学校環境充実応援プロジェクト～

令和 年 月 日

兵庫県知事 齋藤 元彦 あて

ご住所 〒 _____

ふりがな

お名前 _____ 出身県 _____

ご連絡先 電話 _____ FAX _____

E-mail _____

(ご記入いただいた個人情報につきましては、「ふるさとひょうご寄附金」に関する業務以外には使用しません。)

私は、「ふるさとひょうご寄附金」の趣旨に賛同し、次のとおり兵庫県への寄附をしたいので申し出ます。

1 学校名 兵庫県立日高高等学校 2 寄附金額 _____ 円

※納付された寄附金はいかなる場合でも返還いたしません。

3 寄附金の活用事業 (次の3つの事業のうち、寄附したい事業の寄附金額欄に記載してください。)

① 進め美しく！寮生活をリニューアル	「進美寮」での生活環境の充実のための購入費用に充てる
② 教育環境充実	教育環境の充実に向け、備品等の購入費用に充てる

※ 選択されない場合は、いずれかの事業のために活用させていただきます。

※ 学校が統合した場合は、統合校(新しい高校)にて活用させていただきます。(新しい高校での活用は令和9年度以降)

※ 事業の指定は、地方自治法第96条第1項第9号に定める「負担付きの寄附」(寄附の条件等として県が法的義務を負い、その不履行の際には当該寄附の解除など寄附の効果に影響を与えるもの)としてではなく、「指定寄附」(寄附者が自らの寄附金について何らかの用途を希望し、県としてこれを尊重しつつ、各分野への配分を判断・活用させていただくもの)としてお受けします。

※ 寄附者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、寄附の申込みをお断りします。

- 1 寄附者が暴力団又は暴力団員である場合
- 2 寄附者が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合
- 3 寄附者が県内を選挙区とする公職にある者(候補者や候補者になろうとする者含む)である場合

4 希望される納付方法 (以下のいずれかの番号に○をつけてください。)

	納付方法	手続き等について
1	納入通知書払い	後日お送りする納入通知書により県が指定する金融機関の窓口で納入してください。 なお、振込手数料は無料です。
2	県の窓口への持参	窓口は、各事業の所管課及び兵庫県東京事務所です。
3	口座振込	後日、連絡する口座番号へ銀行窓口から振込をお願いします(ATM・インターネットバンキングからは不可)。申し訳ありませんが、振込手数料は寄附される方のご負担となります。
4	現金書留払い	申し訳ありませんが、郵送料は寄附される方のご負担となります。

※ クレジットカード払い・各種スマホ決済払いの場合は、この寄附申出書を使用せず、「ふるさとチョイス」または「楽天ふるさと納税」からお申し込みください。

※ 納付された寄附金はお返還することができません。

※ 県外にお住まいの個人の方で、返礼品を希望されるかたは、「ふるさとチョイス」または「楽天ふるさと納税」からお申し込みください。

・ふるさとチョイス <https://www.furusato-tax.jp/city/product/28000> (寄附額2千円以上から)

・楽天ふるさと納税 <https://www.rakuten.co.jp/f280003-hyogo/> (寄附額1千円以上から)

次ページもご記入ください。

- 5 ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用について 特例制度を(利用する ・ 利用しない)
※ワンストップ特例制度を利用される方は別途申請書も併せてご記入・ご提出ください

- 6 「3 寄附金の活用事業」以外で、このような事業を応援したい!と思われる事業・取り組みがありましたらご記入ください。今後の事業選定の参考とさせていただきます。

7 学校への応援メッセージ・ご意見

(学校に対する応援メッセージ・ご意見等がございましたら、お手数ですが下記にご記入ください。)

(※応援メッセージ等は、無記名でHPに掲載させていただくことがあります。)

ワンストップ特例申請の添付書類はこちらに貼り付けて提出してください。

①マイナンバー（個人番号）カードを持っている場合

⇒マイナンバー（個人番号）カードの両面コピーを添付してください。

① のりしろ

マイナンバー個人カード（表面）のコピー



① のりしろ

マイナンバー個人カード（裏面）のコピー



②マイナンバー（個人番号）カードを持っていない場合

⇒マイナンバー（個人番号）通知カードの両面コピー + 身分証明書を添付してください。

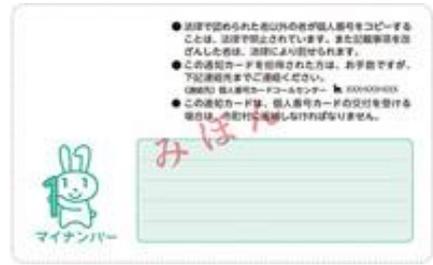
② のりしろ

マイナンバー通知カード（表面）のコピー



② のりしろ

マイナンバー通知カード（裏面）のコピー



② のりしろ

マイナンバー通知カードの添付書類（氏名・住所・顔写真等が確認できるもののコピー）

- 運転免許証のコピー
 - パスポートのコピー
 - 身体障害者手帳のコピー
- など

寄附金控除に係る申告特例申請書の記入例

(ふるさと納税ワンストップ特例制度用)

【注意事項】

「E」「F」のチェックに該当しない方は、ワンストップ特例制度の要件を満たしませんので、この特例申請書は提出せず、必ず確定申告または住民税申告でふるさと納税寄附金の申告を行ってください。

※ご提出期限：翌年1月10日（必着）

A.寄附された元号・年が記載されているかご確認ください。

B.記入年月日・宛先をご記入ください。併せて正しい内容が記載されているかご確認ください。
※申請は住民票記載の住所となります。
※宛先は、寄附先の市町村区名に長をつけて記入。

令和 ○ 年寄附分	市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書	
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	兵庫県知事 殿	整理番号	12345200000001
住所	〒130-0015 東京都墨田区横網1-10-5 KOKUGIKAN FRONT BUILDING 2階	ふりがな	きふ たろう
電話番号	05-7000-3155	氏名	寄附 太郎
		個人番号	0000000000000000
		生年月日	明治 39・3・1 平成

C.個人番号
(マイナンバー)を記入してください。

★E・Fどちらも該当する場合のみ、ワンストップ特例の申請が可能です。

E.確定申告
(または住民税申告)をしない方はチェックしてください。

※確定申告が必要な自営業者の方や、確定申告が不要な給与所得者や年金所得者の方でも、医療費控除等で申告を行う方などは対象となりません。

F.寄附先の団体が1年間(1/1~12/31)で5団体以内であればチェックしてください。
(寄附回数ではなく寄附先の数)

D.寄附をした年月日と金額をご確認ください。
※同じ自治体に複数回寄附をした場合、その都度申請書を提出する必要があります。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する「個人番号」という。）に基づき、あなたが支出した寄附金（以下「申告の寄附金」という。）の個人番号（注1）と申告の金額（注2）を記載してください。個人番号の記載は、申告の金額に該当するものに限ります。個人番号の記載が不明な場合は、個人番号を記載しないものと見なされ、申告の特例の適用を受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書に併せて、個人番号を記載した申告書の提出をお願いします。

寄附年月日	寄附金額
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	100,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項
申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみです。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

- (注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。
- (1) 特別控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
 - (2) 特別控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。
(切り取らないでください。)

令和5年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
道府県民税

住所	〒812-0013 福岡県基本情報市基本情報住所1 基本情報住所2	受付日付印
氏名	寄附 太郎 殿 本申請の提出先	
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県財務部財政課 宛	受付団体名	兵庫県



＜ワンストップ特例を申請する皆様へ＞

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等が寄附をした際に、寄附先団体(自治体)に対してワンストップ特例の申請を行うことにより、寄附先が5団体(自治体)以内であれば、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる仕組みです。この制度を利用するには、ワンストップ特例の申請書を寄附した団体(自治体)に提出していただく必要がありますので、申請書と必要添付書類のご提出をお願いいたします。

【ご注意】確定申告をする方や6団体(自治体)以上にワンストップ特例を申請する方等は、特例が適用されません。

～ ワンストップ特例を申請しても適用されない場合 ～

- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした又は住民税の申告をした
- ・ 6団体(自治体)以上にワンストップ特例を申請した
- ・ 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったが、変更の届出がされていない

※ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに寄附した団体(自治体)に届け出れば特例が適用されます。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには・・・

確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

◆寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ申請書)送付先について

ワンストップ特例の申請を希望される方は、同封の申請書に必要事項をご記入の上、
提出期日：**翌年1月10日(必着)まで**に郵送にてご返送ください。
ワンストップ特例申請書に関するお問い合わせは下記をお願いいたします。
メールアドレス：shikinzaisan@pref.hyogo.lg.jp

申請書送付先
〒650-8567
兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県財務部財政課「ふるさとひょうご寄附金」担当 行

添付する書類

◆マイナンバー(個人番号)の提供のお願い

番号法の施行(マイナンバー導入)に伴い、**[個人番号確認の書類]**と**[本人確認の書類]**のコピーを「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」と一緒に郵送することが必須になりました。

	[個人番号カード] を持っている人	[通知カード] を持っている人	[個人番号カード]・[通知カード] のどちらも無い人
個人番号確認 の書類	個人番号カードの [裏面]のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された 住民票のコピー
本人確認 の書類	個人番号カードの [表面]のコピー	下記いずれかの身分証のコピー ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ 旅券(パスポート) ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳 ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名及び生年月日 または住所が確認できるように コピーする。	下記いずれかの身分証のコピー ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ 旅券(パスポート) ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳 ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名及び生年月日 または住所が確認できるように コピーする。